



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》はずれ馬券は経費として認められるか？

最近、新聞やニュースで「はずれ馬券は経費として認められるか？」という話題がありました。

個人の所得区分や経費性の認識については、納税者側と税務当局の間で、とかく見解が異なることが多いものです。今回は、この事例についてその両者の考え方の違いを見ていきます。

1. 案件概要

競馬で得た所得を申告せず、計約5億7千万円を脱税したとして、大阪地検が所得税法違反罪で、会社員の男を在宅起訴していたことが29日、分かった。

大阪地検は、当たり馬券の購入費だけを必要経費と認めたが、弁護側は「外れた馬券の購入費27億4千万円も経費に算入すべきだ」と主張している。

弁護人によると、男は市販の競馬予想ソフトに独自の計算式を入力し、2004年ごろからインターネットで一度に大量購入していた。09年までの3年間に約28億7千万円を馬券購入につき込み、約30億円の配当を得たため、もうけは約1億4千万円だった。

大阪国税局は配当額から当たり馬券のみの購入費を控除した約29億円を所得と認定。約6億9千万円を追徴課税するとともに、大阪地検に告発していた。男は課税処分を不服として、大阪国税不服審判所に審査請求している。

以上「日本経済新聞社」11/30WEB版より一部抜粋。

2. 両者の主張

(1) 税務署(国税側)の主張

競馬の馬券の払戻金は「一時所得」に該当する。一時所得の収入金額から差し引くことができるのは、あくまでもその収入を得るために直接要した費用の額であり、当たり馬券の購入費用は収入から差し引くことができるものの、はずれ馬券購入費用は必要経費(支出した金額)としては認められないというもの。

(2) 男性側(納税者側)の主張

外れ馬券も含めた購入総額こそが必要経費。一生かかっても払えない過大な課税は違法性があり、無効である。

3. 所得区分と所得認識

さて、税務上、個人の所得区分は、全部で10種類に分類され、その所得区分に応じて課税がなされます。本件と関係する所得区分は下記のとおりです。

(1) 事業所得

事業所得とは、「自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務」をいうものとされています。

原則として、『収入金額－必要経費』を所得金額として認識します。

(2) 雑所得

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しないもの。

所得の認識は事業所得と同様『収入金額－必要経費』で認識します。

(3) 一時所得

営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいいます。

一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額(その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。)の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額(50万円)を控除した金額とします。

税務署は、競馬に関する所得については、営利性があるものとは認めておらず、一時所得として認識しています。しかし、この男性の場合は、反復継続して馬券を購入し、実際に多額のもうけを生んでいることから、ある意味営利性があるため、事業所得として認識し、はずれ馬券購入費を必要経費と解釈することに正当性があるように思えてきます。

4. おわりに

今後の動向について注目が集まるところですが、万が一にも男性側の主張が認められた場合にはどうなるのでしょうか。

外れ馬券が舞い散る暮れの中山競馬場の有馬記念の様子も大きく様変わりするかもしれません。

(担当:大鳥)